議 員 各 位

堺 市 教 育 委 員 会 総 務 部 長

教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し、下記のとおり処分しましたのでお知らせいたします。

記

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

事案	処分内容	被処分者	概 要	処分根拠
1	停職1月	堺市立小学校教諭 (60歳)	平成23年5月18日、第4限目の授業において、指示どおりに学習しなかった2名の児童に対し、両名の額を右手拳で1回ずつたたき、内1名の児童の右額にたんこぶができるケガを負わせる体罰を行った。なお、同教論は、平成20年6月及び12月にも体罰を行い、それぞれ服務上の措置及び懲戒処分を受けている。当該職員は退職願を提出しており、本日付けで退職した。	地方公務員法 第 33 条に違 反し、同法第 29 条第 1 写 第 1 号及び 3 号に該当
2	停職6月	堺市立中学校教諭 (51歳)	平成20年10月から平成22年10月の間に自ら開設したインターネットの掲示板サイトにわいせつな画像を掲示した。また、上記掲示板サイトの利用者にわいせつな画像を掲示させ、平成23年6月1日にわいせつ図画陳列容疑で逮捕され、7月8日に起訴された。 当該職員は退職願を提出しており、本日付けで退職した。	地方公務員法 第 33 条に違 反し、同法 29 条第 1 写 第 1 号及 3 号に該当
3	戒告	堺市立小学校教諭 (27歳)	当該教諭2名は、平成23年7月21日、 自宅に持出禁止の出席簿を無断で持ち帰る途 中、堺市北区のパチンコ店駐車場にて、午後 8時頃から午後10時10分までの間に車内 に放置していたかばんが盗難に遭い、出席簿 を紛失した。	地方公務員法 第 33 条に違 反し、同法第 29 条第 1 項 第 1 号及び第 3 号に該当
	戒告	堺市立小学校教諭 (27歳)		

2 服務上の措置

事案	処分内容	被処分者	備考
1	厳重注意	堺市立小学校校長	教職員の管理監督者
3	厳重注意	堺市立小学校校長	教職員の管理監督者

3 処分日

平成23年8月31日

問い合わせ先						
担当課	教育委員会事務局 総務部 教職員課					
担当者	石 田、茶 谷					
直通	$0\ 7\ 2-2\ 2\ 8-7\ 4\ 3\ 8$					
内 線	7 7 4 6					